

一般廃棄物処理施設の維持管理記録

年度	令和2年度
施設名称	羽生市清掃センター（焼却施設）
所在地	羽生市大字三田ヶ谷1863

項目	内 容	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(※1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量	可燃ごみ焼却量 (t)	-	1,151.75	1,284.12	1,210.37	1,313.57	1,260.58	1,235.03	1,413.10	1,004.86	1,189.49	1,162.75	895.56	1,244.52	
(※2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉燃焼室出口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(°C)	800以上	890.0	923.0	888.0	861.0	888.0	870.0	893.0	0.0	0.0	899.0	0.0	925.0	
	測定を行った位置	-	2号炉燃焼室出口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(°C)	800以上	893.0	918.0	902.0	869.0	906.0	885.0	893.0	929.0	936.0	871.0	916.0	912.0	
(※2) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉ろ過式集じん器入口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(°C)	200以下	183.0	184.0	181.0	181.0	183.0	181.0	184.0	0.0	0.0	182.0	0.0	182.0	
	測定を行った位置	-	2号炉ろ過式集じん器入口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(°C)	200以下	182.0	184.0	181.0	182.0	183.0	183.0	183.0	183.0	186.0	179.0	184.0	177.0	
(※3) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉煙突入口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(ppm)	100以下	1.0	1.0	4.0	14.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	
	測定を行った位置	-	2号炉煙突入口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(ppm)	100以下	2.0	2.0	3.0	3.0	1.0	2.0	3.0	2.0	0.0	4.0	2.0	3.0	
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	除去を行った年月日	-	常時機械除去												
(※4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年）	採取した位置	-	1号炉煙突入口												
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3.1.22	-	-
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3.3.4	-	-
	測定の結果(ng-TEQ/m ³ N)	5以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000006	-	-
	採取した位置	-	2号炉煙突入口												
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3.1.22	-	-
結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3.3.4	-	-	
測定の結果(ng-TEQ/m ³ N)	5以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0048	-	-	
(※5) 煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度又はばいじん濃度（2回/年）	採取した位置	-	1号炉煙突入口												
	採取した年月日	-	-	-	-	-	R2.8.27	-	-	-	-	-	-	R3.3.5	
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	R2.9.18	-	-	-	-	-	-	R3.3.23	
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m ³ N)	0.15以下	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	0.001	
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(volppm)	180以下	-	-	-	-	92	-	-	-	-	-	-	93	
	塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m ³ N)	200以下	-	-	-	-	28	-	-	-	-	-	-	20	
	硫酸酸化物排出量測定の結果 (m ³ N/h)	80以下	-	-	-	-	0.018	-	-	-	-	-	-	0.031	
	採取した位置	-	2号炉煙突入口												
	採取した年月日	-	-	-	-	-	R2.8.27	-	-	-	-	-	-	R3.3.5	
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	R2.9.18	-	-	-	-	-	-	R3.3.23	
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m ³ N)	0.15以下	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	0.001	
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(volppm)	180以下	-	-	-	-	69	-	-	-	-	-	-	110	
塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m ³ N)	200以下	-	-	-	-	1.8	-	-	-	-	-	-	7.7		
硫酸酸化物排出量測定の結果 (m ³ N/h)	80以下	-	-	-	-	0.016	-	-	-	-	-	-	0.14		

- (※1) 処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。
- (※2) 燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」による。
- (※3) 一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。
- (※4) 基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
- (※5) ばいじん濃度の基準値は、「大気汚染防止法」による。
窒素酸化物濃度の基準値は、埼玉県の「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」による。
塩化水素濃度の基準値は、埼玉県の「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」による。
硫酸酸化物排出量の基準値は、「大気汚染防止法」による。K値=9
- (※) ばいじん又は焼却灰の焼成及び固形燃料に関する事項については、該当しないため表記しておりません。